

(別添 1)

建築物の用途変更取扱基準

(平成12年11月1日施行)

(平成24年4月1日改正)

イ	ロ	ハ (建物用途)
住宅系	専用住宅 (A)	農林漁業従事者住宅
	(B)	条例第6条第1号・第2号、提案基準③に基づく住宅
	(C)	法第34条第13号届出、提案基準⑬・⑰に基づく住宅
	(D)	一戸建住宅
	兼用住宅 (A)	事務所兼用、店舗兼用、塾兼用、教室兼用 (動力を用いないもの)
	(B)	作業所兼用、アトリエ兼用、工房兼用 (動力を用いるもの)
	集合住宅 (A)	長屋、共同住宅
	(B)	寄宿舎 (寮)、下宿
商業系 (1)	事務所	事務所、自動車販売店
	倉庫 (A)	農林漁業用倉庫
	(B)	一般倉庫
商業系 (2)	娯楽施設 (A)	ナイトクラブ、バー、キャバレー、料理店、ダンスホール
	(B)	劇場、映画館、観覧場、演芸場、貸集会場
	(C)	マーチャン店、パチンコ店、射的場、カラオケボックス
	(D)	特殊浴場、クアハウス
	宿泊施設	ホテル、旅館、保養所
	運動施設	ボーリング場、屋内競技場、スケート場、水泳場
	観光施設	展望台、休憩所
	駐車施設	屋内駐車場、車庫
鉱工業系	鉱業施設	
	工場	
	火薬類製造・貯蔵所	
その他	研究施設	研究施設、研究開発型施設
	研修施設	

(注) 法第34条第1号、第2号及び第9号に該当すると認めて許可を受けて建築された建築物の他業種への変更については、再度許可を受けるものとする。